

# インド特許法の基礎(第24回)

## ～異議申立制度～

河野特許事務所  
弁理士 安田 恵

### 1. はじめに

インドには、瑕疵ある特許付与を防止するための仕組みとして、付与前異議申立制度（第25条(1)）と、付与後異議申立制度（第25条(2)）が存在する。付与前異議申立制度においては、出願公開後、特許付与前であれば、何人も、特許を拒絶すべきことを陳情することができ、瑕疵ある特許付与を防止することができる。付与前異議申立制度は、審査官による特許出願の審査を補助するものと捉えることができる。付与後異議申立制度においては、特許付与後1年の期間が満了するまでの間、利害関係人は、特許付与に対する異議を申し立てることができ、瑕疵ある特許を取り消すことができる。以下、異議申立制度の概要を説明する。

### 2. 特許出願の審査

付与前異議申立制度は審査官による審査手続を補助する面があるため、はじめに審査の流れを簡単に説明する。特許の審査は、出願審査の請求を待って行われる（特許法第11B条）。審査請求が行われた場合、審査官は特許出願の審査を行う（第12条）。具体的には、審査官は、新規性、進歩性、産業上の利用可能性（第2条(1)(i)）、発明の主題の適法性（第3条、第4条）、単一性（第10条(5)）、明細書の記載要件（第10条）等について審査を行い、審査結果の報告書を長官に報告する（第12条(1)）。報告を受けた長官は、審査報告書を出願人へ送付する（規則24B条(3)）。特許出願が拒絶理由を有する場合、出願人は必要に応じて明細書の補正を行い、応答書にて反論等を行う。

ここで付与前異議申立が請求されている場合、審査報告書と共に付与前異議申立が検討される。検討の結果、特許出願が特許付与の状態にあると判断された場合、特許が付与され（第43条(1)）、特許出願が特許の要件を満たさないと判断された場合、当該出願は拒絶される（第15条）。

### 3. 付与前異議申立

#### (1) 申立主体

何人も付与前異議申立を請求することができる（第25条(1)）。後述するように、特許付与後の異議申立（第25条(2)）及び審判請求（第64条）はいずれも利害関係が要求されるが、特許付与前であれば、利害関係を有しない第三者も、異議申立を行うことができる。